

〔論 説〕

預金債権の特定に関する最高裁決定の意義と課題

——差押債権者の「特定責任」からの分析——

内 田 義 厚

- I はじめに
- II 2つの最高裁決定（最決平成23年9月20日及び最決平成25年1月17日）の概要とそれまでの議論の経過
 - 1 預金債権差押えに関する従来の実務及び裁判例
 - (1) 執行実務における取扱い
 - (2) 抗告審決定の分立
 - 2 2つの最高裁決定の概要
 - (1) 最決平成23年9月20日（民集65巻6号2710頁。以下「23年最決」という。）
 - (2) 預金額最大店舗指定方式に関する裁判例の分立
 - (3) 最決平成25年1月17日（金法1966号110頁。以下「25年最決」という。）
- III 2つの最高裁決定の意義
 - 1 差押債権の特定のあり方——債権者の特定責任
 - (1) 第三債務者「負担」基準と最高裁決定
 - (2) 債権者による差押債権の「特定責任」
 - 2 預金情報管理（秘密情報）に関する事実認定と発令判断——その相互関係
 - (1) 問題の所在
 - (2) 評価が分かれた原因——全銀協アンケート——
 - (3) 評価が分かれた原因とその分析
 - (4) 若干の私見
 - 3 差押債権の特定が困難な場合の処理
 - (1) 問題の所在
 - (2) 調査嘱託の問題点
 - (3) 弁護士会照会の問題点
 - (4) 小括
- IV 権利実現の実効性確保のあり方
 - 1 差押債権特定と財産開示制度
 - 2 改正の方向性
- V おわりに

I はじめに

債権差押命令の申立てに当たっては、差し押さえるべき債権の特定が必要になるが（民事執行規則 133 条 2 項）、かかる債権差押命令の多くを占める預金債権については、近時複数金融機関または複数支店にまたがって包括的に差押命令を申し立てる事案が目立つようになり、このような場合に差押債権の特定がされているかについて抗告審の判断が大きく分かれる事態となっており、この問題がクローズアップされるようになった。このような中、最高裁は 2 つの決定によってこの問題に関する解決指針を示し、少なくとも実務上は預金債権の包括的差押えに関する争いは一応の収束をみたといえることができる。本稿では、かかる最高裁決定の概要及びそれに至る議論の経過を改めて振り返った上で、この決定に至る議論が何を問題としてきたのか、各決定がそれに対してどのように答えたのか、そして、各決定からどのような課題が見いだせるのかについて、債権者による「特定責任」という観点から若干の分析・考察を行おうというものである。なお、本稿は、預金債権差押えに関する実務上の処理に関する課題について取り上げるものではなく、上記の点に加えて、預金債権の特定のあり方、預金情報管理に関する事実認定の問題及び債務者の財産把握の問題点、さらには債務者の財産把握制度に関する問題点と法改正の方向性といった点を中心に、やや広い視点から検討を試みようとするものである¹⁾。

¹⁾ 本稿の読者のうちには、法科大学院生も相当数いるものと想像する。法科大学院生が各法分野の基本的な判例を学修するに当たっては、その具体的事案と判示内容、先例との関係や具体的射程範囲等を十分意識して検討する必要があることは勿論であるが、それにとどまらず、その判例がどのような社会的又は法的背景のもとに出されたものなのか、また、その意義について一定の視点から統一的に説明できないか、隣接する法分野（本稿に即して言えば民法や民事訴訟法）での議論とどのように関係するか（あるいは関係しないか）を検討し、大きな視点から体系的に位置付けていくことが必要かつ有用な場合もある。本稿も、そのような試みの一つであることを念頭に置いて読み進んでいただければと思う。

Ⅱ 2つの最高裁決定（最決平成23年9月20日及び最決平成25年1月17日）の概要とそれまでの議論の経過

1 預金債権差押えに関する従来の実務及び裁判例

(1) 執行実務における取扱い

預金債権²⁾を差押債権とする債権差押命令の申立てに当たっては、債権者が個々の預金債権の具体的内容を知ることができないなどといった理由から、「債務者が第三債務者に対して有する預金債権」といった抽象的特定で足りるとされ、更に、先行する差押えの有無、預貯金の種類、口座番号の順序による順位付けをすることで差押債権を特定するということが行われてきた³⁾。そして、同一債務者が同一金融機関の各支店に対して有する預金債権を差し押さえる場合は、各取扱店舗において預金取引管理が行われているとの実情等に照らし、一般の銀行の預金債権についてはその預金の取扱店舗を、ゆうちょ銀行の貯金債権についてはこれを所管する貯金事務センターを特定することを求め、差押債権の額についても、各店舗ごとに一定金額を割り付けて申立てをする（割付方式）ように求める扱いをしていた⁴⁾。また、同一銀行内の全支店を一括して順位付けする方法による債権差押命令申立ての適否が争われた東京高決平成5年4月16日（金法1357号59頁）が、差押債権の特定に関する一般論として、「差押債権の表示を合理的に解釈した結果に基づき、しかも、第三債務者において格別の負担を伴わずに調査することによって当該債権を他の債権と誤認混同することなく認識し得る程度に明確に表示されることを要する」と判示し、さらに、預金債権の特定について、「金融機関は、法人格としては単一であるとしても、実際の取引は本支店ごとにある程度独立して行っているという実態（したがって、預金

²⁾ 正確には、一般の銀行の預金債権と、ゆうちょ銀行の貯金債権とがあるが、本稿では特に断りがない限り、両者を併せて「預金債権」という。

³⁾ 中野貞一郎『民事執行法〔増補新訂六版〕』（青林書院、増補新訂6版、2010年）669頁、東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編著『民事執行の実務（債権執行編）上』108頁（一般社団法人 金融財政事情研究会、第3版、2012年）。

⁴⁾ 取扱店舗の特定及び金額の割付けは、申立債権者に対して任意の協力を求めるものであったが、申立債権者がかかる補正の促しに応じなかった場合は、差押債権の特定を欠くものとして申立てを却下するのが実務上の扱いであったとみられる。この点につき、東京地裁民事執行センター「債権差押命令において預金債権を差し押さえる場合の取扱店舗の特定」金法1767号26頁（2006年）参照。

債権は口座を開設した店舗ごとに別個のものとなる。)に即して観察し、かつ、取扱店舗が表示されない差押命令の送達を受けた金融機関においては該当預金を探索するのに相当の時間と手間が掛かるのに対し、執行債権者は自ら強制執行を申し立てて権利の実現を図ろうとする以上多少の困難が伴っても、申立てに先立って取扱店舗を調査する程度の負担を負わせられてもやむを得ない立場にあることを併せ考慮すると、債権執行の申立書において預金債権の取扱店舗を具体的に表示することを要求しても不当ではないというべきである。」として、上記実務の取扱いと同様の判断を示していた。

(2) 抗告審決定の分立

ところが、公刊物でみる限りではあるが、平成 17 年ころから 19 年ころにかけて、取扱店舗等を特定しないまま、複数の取扱店舗につき一括して差押命令を申し立てる事案が増加するようになった。そして、差押債権の特定を欠くとして却下した裁判に対して抗告する例も増加し、特定があるとする裁判例と、特定がないとする裁判例とが分立するようになった⁵⁾。そして、特定を肯定する裁判例が拠り所としたのは、銀行の本店において顧客の氏名や商号に基づき、特定の顧客が有している全店舗の預金を速やかに検索できるシステム(以下「CIF システム」という。)を多くの金融機関において使用しているという点であった。これは、全国銀行協会が平成 18 年 3 月に加盟金融機関に実施したアンケート結果(以下「全銀協アンケート」という。)が公刊物に公表されたことから広く知られるようになったものである(なお、これについては後に詳しく検討する)。

そして、平成 23 年に至り、再び、取扱店舗等を特定しないまま、複数の取扱店舗につき一括して差押命令を申し立てる事案が増加し、これに伴って抗告審決定が続出するに至った。

2 2つの最高裁決定の概要

(1) 最決平成 23 年 9 月 20 日(民集 65 卷 6 号 2710 頁。以下「23 年最決」という。)

このような中で、23 年最決が出された。同最決は、申立債権者 X が、債務者

⁵⁾ 差押債権が特定されていないとした裁判例として、東京高決平成 17 年 6 月 7 日金商 1227 号 48 頁、東京高決平成 17 年 9 月 7 日判時 1908 号 137 頁、高松高決平成 18 年 4 月 11 日金商 1243 号 12 頁、東京高決平成 18 年 4 月 27 日金法 1779 号 91 頁、東京高決平成 18 年 7 月 18 日金法 1801 号 56 頁があり、差押債権が特定されているとした裁判例として、東京高決平成 18 年 6 月 19 日金商 1246 号 12 頁、大阪高決平成 19 年 9 月 19 日判タ 1254 号 318 頁がある。

Y に対する債務名義に基づき、Y が 3 つの銀行（三菱東京 UFJ、三井住友、みずほ）及びゆうちょ銀行に対して有する預金債権の差押えを申し立て、その際、上記 3 銀行に対する申し立てにおいては、取扱店舗を限定せず、「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による」という順位付け方式をとり、ゆうちょ銀行については全国の貯金事務センターを列挙して、「複数の貯金事務センターの貯金債権のあるときは、別紙貯金事務センター一覧表の番号の若い順による」という順位付け方式をとった（以下「全店一括指定方式」という。）事案に対する決定である。原々審及び原審はいずれも差押債権の特定を欠く不適法なものとして申し立てを却下したのに対し、X が許可抗告したところ、同最決は、以下のとおり判示して、原審の判断を是認して抗告を棄却した。

「民事執行規則 133 条 2 項の求める差押債権の特定とは、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が第三債務者に送達された時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものであることを要する。」

「本件申し立ては、大規模な金融機関である第三債務者らの全ての店舗を対象として順位付けをし、先順位の店舗の預貯金債権の額が差押債権額に満たないときは、順次予備的に後順位の店舗の預貯金債権を差押債権とする旨の差押えを求めるものであり、各第三債務者において、先順位の店舗の預貯金債権の全てについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しないのであるから、本件申し立てにおける差押債権の表示は、送達を受けた第三債務者において上記の程度に速やかに確実に差し押さえられた債権を識別することができるものであるということとはできず、本件申し立ては、差押債権の特定を欠き不適法というべきである。」

(2) 預金額最大店舗指定方式に関する裁判例の分立

上記 23 年最決によって、複数店舗にわたる預金債権の差押えに関する問題点は終息に向かうかとも思われたが、同最決が出されて間もなく、取扱店舗を特定しない場合でも特定を欠くとはいえないとした裁判例が現れた（東京高決平成 23 年 10 月 26 日金法 1941 号 151 頁。以下「22 部決定」という。）。これは、申立債権者 X

が、債務者 Y に対する債務名義に基づき、Y が 4 つの銀行（三菱東京 UFJ、三井住友、みずほ、りそな）に対して有する預金債権の差押えを申し立て、その際、取扱店舗を特定せず、「複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。なお、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、そのうち支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする」という特定方法（以下「預金額最大店舗指定方式」という。）をとった事案である。原審は 23 年最決を引用して差押債権の特定を欠くとしたのに対し、同決定は、預金額最大店舗指定方式によれば、第三債務者である金融機関の負担は、支店名個別指定方式（複数店舗のうち一つをその名称により個別具体的に特定して表示した場合）と同様になるとして、かかる方式によれば、23 年最決の全店一括指定方式に比べて第三債務者の負担が格段に小さく、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が第三債務者に送達された時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものであると結論付け、23 年最決に照らしても、差押債権の特定に欠けることはないとした。そして、同決定は、X（の申立代理人弁護士）が、第三債務者に対して預金の有無、預金がある場合は取扱支店名及び残高金額を弁護士法 23 条の 2 に基づく照会を行ったが第三債務者らはこれに回答しなかったことから、前記のとおり預金債権の特定方法をとらざるを得なくなったと指摘し、これについて差押債権の特定を欠くとするすれば、勝訴判決を得た債権者であっても、債務者の預金債権に対する強制執行を事実上断念させられる結果になり、ひいては民事執行の機能不全を招きかねないと判示した。

この 22 部決定に対しては、これに同調する裁判例もみられたが（名古屋高決平成 24 年 9 月 20 日金商 1405 号 16 頁）、これに対して、預金額最大店舗指定方式によったとしても、債権差押命令の送達を受けた第三債務者は、全店舗について預金債権の有無及びその預金額を確認しなければならず、店舗ごとの債権管理方式を採用している金融機関の現状に照らし、第三債務者において差押えの効力が送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかにかつ確実に差し押さえられた債権を識別することができることはできない、差押債権の特定がされているか否かは、差押債権目録の表示自体に基づいて判断すべきであるから、弁護士法 23 条の 2 に基づく照会に対し第三債務者が回答を

拒絶することがあったとしても、そのことのみによって差押債権の特定についての基準が異なってくるものではないとして、差押債権の特定があるとはいえないとした裁判例も出され（東京高決平成24年10月10日金法1957号116頁，同高決平成24年10月24日金法1959号109頁），ここにおいても抗告審裁判例が対立する状況となった。

(3) 最決平成25年1月17日（金法1966号110頁。以下「25年最決」という。）

このような中で、前記東京高決平成24年10月24日の許可抗告において最高裁は、所論の点に関する原審の判断は正当として是認することができるとして抗告を棄却し、預金額最大店舗指定方式についても、差押債権の特定がされているとはいえないとした原審の判断を是認した。これによって、同方式による差押債権の特定に関する実務上の争いには決着が付いたものといえる⁶⁾。

Ⅲ 2つの最高裁決定の意義

1 差押債権の特定のあり方——債権者の特定責任

(1) 第三債務者「負担」基準と最高裁決定

23年最決以前の裁判例における差押債権が特定されているか否かの判断基準は、差押債権の記載によって、第三債務者がそれほどの手間ないし負担をかけることなく、差押債権を識別できるかという点にあったといえる。これは、前記東京高決平成5年4月16日が、「差押債権の表示を合理的に解釈した結果に基づき、しかも、第三債務者において格別の負担を伴わずに調査することによって当該債権を他の債権と誤認混同することなく認識し得る程度に明確に表示されることを要する」と判示したことを一つの契機として、債権執行における第三債務者の保護という理念を補強材料として展開してきたものといえよう。この部分に関する平成17年以降の第一審の却下決定の理由をみると、債権差押命令の効力は第三債務者に同命令が送達されることによって直ちに生ずること、第三債務者はこれにより債務者への債権の弁済を禁止されること、第三債務者

⁶⁾ 本稿のテーマには直接関係しないが、同決定はいわゆる例文棄却決定であり、通常であれば判例雑誌等への登載はされないものであるにも関わらず、これが掲載されたということは、預金額最大店舗指定方式の取扱いに関する実務レベルでの混乱に対し、最高裁の判断を広く現場に告知し参考にと供するという意味合いがあったものと考えられる。

が債権者・債務者間の紛争に巻き込まれた第三者であり，その負担が大きなものにならないよう配慮する必要があるなどとした上で，特定の程度は，差押債権の表示を合理的に解釈した結果に基づき，第三債務者において格別の負担ないし危険を伴うことなくその存否と範囲の調査をすることによって，差押債権と他の債権とを誤認混同することなく認識しうる程度に表示されていることを要する，としてきたものが多く見られるが，これは差押命令を受ける第三債務者の負担ないし危険の程度を判断基準とする見解ということになる（以下これを「第三債務者負担基準」という。）。

これに対し，23年最決は，前述のとおり，「債権差押命令の送達を受けた第三債務者において，直ちにとはいえないまでも，差押えの効力が第三債務者に送達された時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに，かつ，確実に，差し押さえられた債権を識別することができるものであることを要する。」と判示し，第三債務者の「負担」または「危険」といった点につき，判断基準として触れていない点が注目される。この点を鋭く指摘された大橋教授は，23年最決は，差押債権の特定の問題は，「負担」の面からみるのではなく，「時間」の面からみるべきだとしたものと思われるとされ，同最決が「負担」という言葉の使用をあえて避けたのは，差押債権の特定の問題が債権者の権利実現の必要性や債権者，第三債務者双方の個別的な事情を勘案して判断されるべき問題ではないことを明らかにしたかったためではないかと思われるとされているが⁷⁾，この点は私見も同意見である。そこで，この点についてなお敷衍することとしたい。

第三債務者負担基準で考えた場合，その最大の問題点は，仮に債権者による差押債権の特定がかなり杜撰なものであったとしても，第三債務者において特に問題なく特定できると事後的に判断した場合には，特定ありとされてしまう

⁷⁾ この点を的確に指摘したものとして，大橋弘「債権差押命令の申立てにおける差押債権の特定」判時 2148 号 169 頁（2012 年）がある。これに対し，川中啓由「第三債務者の手続協力の負担と差押債権の特定」早稲田法学 87 巻 4 号 197 頁（2012 年）は，23 年最決における理論的問題は，執行債権者の努力の程度によって特定の程度の緩和（第三債務者の負担の程度を上げること）を許容することができるかというバランス論の問題であり，最終的には第三債務者の手続協力の負担をどの程度まで許容することができるかという問題に収斂していくとして，第三債務者の負担の程度に焦点を当てるが，これは 23 年最決の理解としては正鵠を射たものとはいえないのではないかと思われる。

危険性があるということではないかと思われる⁸⁾。この点は、実務上差押債権目録の記載事項がほぼ定型化している預金債権においてはまず顕在化しないが、その他の債権についてはこの問題が顕在化するおそれ大きいと考えられる（特に、給与債権以外の継続的給付債権においては問題が大きい⁹⁾）。23年最決が、第三債務者負担論の観点から根拠付けをしなかったのは、このような考慮もあったのではないかと思われる。

また、第三債務者負担基準に重きを置いて考えてしまうと、預金債権の特定でのCIFシステムの評価をめぐる裁判例の分かれ方を見てもわかるように、議論がどうしても決め手を欠き、安定性を欠くことになりがちである（水掛け論になりがちである）ということも指摘できるように思われる¹⁰⁾。この点、23年最決は、第三債務者の負担の有無というそれ自体不安定になりがちな基準に寄りかかることなく、差押えの効力の発生時期という点から、「時間」を軸にした特定論を展開したものであり、従来の議論とは一線を画した理論構成を示したものと評価することができよう。

(2) 債権者による差押債権の「特定責任」

では、23年最決を基礎にして、差押債権の特定において債権者が果たすべき責任とはどのようなものとなるかを検討する。これにつき、債権者は、差押債権の特定につき、専ら自らの責任ないし負担において、差押えの効力が第三債務者に送達された時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができる程度に特定する責任（特定責任）を負い、これができなかつたときは、立証責任の一般原則に基づき、特定責任を負担する債権者がその危険ないし負担を負う結果、差押

⁸⁾ この方向が進んでしまうと、差押債権の特定については第三債務者の認識次第という誤った方向に向かう危険性がある。

⁹⁾ 公判裁判例にはほとんど現れないが、差押債権の特定の判断で実務上最も苦勞する類型が、この継続的給付債権である。この場合、基本となる契約を特定し、目的物や給付内容、弁済期等を特定した上で、一定の期間制限を付するのが通常であるが、債権者においてこのような特定ができることは少なく、却下決定に至る例も少なくない。債権者としては、基本契約や給付内容等が不明確な場合に、「第三債務者はこの程度（の特定）でも負担なく理解できる」と主張して発令を求めることが少なくないが、第三債務者負担基準で考えた場合、このような不十分な特定でも足りるのではないかという疑問が出てくることになる。

¹⁰⁾ 23年最決に関する小林明彦「最三小決平23. 9. 20に寄せて—実務家からのコメント」金法1931号39頁（2011年）も、CIFシステムについての議論は水掛け論の様相を呈していたと指摘する。この点について、従来の実務処理においても反省すべき点があったといえる。

命令申立ては却下すべきことになると解すべきであり、この特定の有無の判断においては、個々の債権者の事情や第三債務者における債権の識別可能性は考慮しないとするのが相当であると考えられる。執行手続が国家による私法上の権利の実現手続であり、特に債権執行においては、債務者のほか、債権者及び債務者の権利義務には関係の無い第三債務者に対し、その義務履行について制限を課すという基本構造をとっている以上、その出発点である差押債権の特定については、債権者の権利実現の必要を過度に強調することは妥当とはいえず、その特定の場面では、上記権利義務の制限等を課そうとする債権者が、その制限対象である債権特定の責任ないし負担を負うとするのが主張立証の負担に関する大原則に合致し、公平の観点からも相当と解されるからである。また、これを執行裁判所の立場からみた場合、執行裁判所は判決等の債務名義について、その給付内容を迅速に実現する責務を負い、特に債権差押命令手続においては債務者または第三債務者に対する審尋は禁止され（民事執行法 145 条 2 項）、執行裁判所独自に差押債権の特定を行うことは、法制度上も実際上も不可能であり、しかも差押命令が債権者の一方的な申立てによってなされるものであること、その発令要件を充足しているかの判断は、専ら債権者の提出する文書によらざるを得ないことからすれば、差押債権を特定することは債権者の責務であると解するのが相当である。また、債権者の特定責任を緩和することは、一面において債権者の利益になると考えられるが、他方、債権者において債権存在の蓋然性の調査を十分に行わないまま、適宜の者を第三債務者として債権差押命令の申立てをすることが可能になってしまうこととなる。これでは、債権者において格別の調査の労力を負担することなく、第三債務者の負担において債権の有無及び内容を知ることができるということになるが、このような探索的申立てを許容することは債権者と第三債務者の負担のバランスを失するもので、民事執行法の予定するところではないと考えられる¹¹⁾。また、差押債権の特定の判断において、債権者の権利実現の必要性や債権者、第三債務者双方の個別的な事情を勘案して判断することは、結果として、保護すべき債権者やそうでない債権者、あるいは債務者及び第三債務者の属性等といった、本来考慮すべきでない点を考慮して判断することにつながりかねず、国家による恣意的な権力行

¹¹⁾ 東京高決平成 23 年 4 月 28 日金法 1922 号 87 頁参照。

使という批判を免れないであろうこと¹²⁾からすれば、どのような場面においても安定して通用する基準が望ましいと考えられる。そして、以上のような債権者に特定責任を負わせる解釈は、民事執行法・規則において債権者が一定の範囲ではあるが手続協力の義務を負う旨明記されていること（規則10条の3, 51条の5等）とも合致し妥当であると考えられる。

これに対し、債権者がかかる意味での特定責任を負うと解することは、債務名義に基づく強制執行を無力化しかねず、権利実現を目的とする民事司法の機能不全を招くとの批判が考えられる¹³⁾。預金債権の差押えは債権差押えの中でも比較的多数の申立てがある事件であるから、それが機能不全を起こすということになれば確かに問題ではある。しかし、仮に預金債権の特定の基準を緩和して差押命令を発令したとしても、それに対して第三債務者である金融機関の「ほぼ全部」が「常に」「迅速かつ的確に」差押命令に対応することができないのであれば、特定基準の緩和は、実効性という観点からは何の意味も有しないと考えられるし、債権者間の権利実現について不合理な不平等をもたらすことになりかねない¹⁴⁾。このようなことからすれば、預金債権の特定の基準を緩和することが権利実現の実効性に資するとの論に直ちに与することはできない。債権者による債務者の財産把握の困難性については、差押債権の特定の緩和という限局された問題領域において解決を図るのではなく、後述する財産開示手続の充実などを通じて、預金債権以外の財産把握も容易化することが、結局のところ望ましい解決になるのではないかと思われる。もっとも、このような議論がされる背景には、債権者による債務者所有財産の把握が困難であるという事情があると思われるから、この観点からの検討も必要になるが、その問題点につい

¹²⁾ 民事執行手続においては、事案処理の画一性、統一性が他の民事手続分野（特に民事訴訟手続）に比べて強く要請されることが多い。これは、利用者の面からみた平等性確保の要請のほか、国家による直接の実力行使という側面を有することから、その恣意的な発動を抑制するという意味合いもあるのではないかと思われる。なお、この点については後の項でも改めて検討する。

¹³⁾ 高田昌宏「差し押さえるべき債権の特定」民事執行・保全判例百選〔第2版〕103頁（2012年）参照。

¹⁴⁾ 例えば、複数支店の預金債権を対象とする差押命令の送達に対して迅速に対応できる態勢を整えている金融機関であれば、差押えの実効性は認められるが、そのような態勢がとられていない金融機関であれば、差押債権の調査に手間取っている間に預金が引き出されてしまうこともありうる。債務者が預金債権を有している金融機関が上記のいずれかによって債権回収の結果に違いが出るというのは、債権差押命令を発令する執行裁判所においては、通常は容認しがたいのではないかと思われる。

ては後述する。

2 預金情報管理（秘密情報）に関する事実認定と発令判断——その相互関係

(1) 問題の所在

預金者の預金情報管理については、預金保険制度の下で整備されているいわゆる名寄せシステムが、複数支店にまたがる預金債権の差押えにおいて機能するのではないかという点が従来から問題にされてきた。また、これとは別に、差押えにかかる預金につき、その預金者の存在と債権額等について全支店に照会をかける全店照会を行うことができるかについて、前述した CIF システムを用いることができるか、これを差押債権の存否及び内容に関する迅速な検索に用いることができるかといった点の評価について、23 年最決以前の高裁決定例が大きく分かれたことは前述したとおりである。そこでここでは、かかる評価が分かれる原因がどこにあったのかを分析するとともに、今後の教訓とでもいふべきものを抽出することとしたい。

(2) 評価が分かれた原因——全銀協アンケート——

平成 18 年後半以降の高裁決定例がほぼ例外なく引用しているのが、阿部耕一「取扱店舗を特定しない（または複数の支店を特定範囲とする）預金債権の差押えに対する金融実務の実状——全銀協アンケート調査結果をもとにして——」である（金法 1771 号 30 頁。以下これを「阿部報告」という。）。この中で、いわゆる全店照会（複数店舗照会）の可否とシステムに関する回答が要約されているが、その内容は以下のとおりである。以下、やや長文になるが、重要と思われる部分を原文のまま引用する（阿部報告 31 頁以下）。

『差押預金債権者の存在と債権額等について全支店に照会をかける全店照会を行うことができるかどうか』という質問については、ほぼ大部分の銀行ができる旨の回答であった。次に、『どのようなシステムによって全店照会を行うのか』という点について、従来から各銀行において顧客を管理するために利用している、いわゆる CIF（Customer Information File）システムを利用することを前提にして回答している銀行が大部分であり、判例において指摘されている預金保険機構が行う名寄せに関連するシステムを預金債権の差押えにおける債権の特定に利用するという回答は 1 行であった。さらに、『預金保険のシステムに関連させた名寄せシステム自体が存在しない』という回答も複数あった。』『全店照

会実務を行うことができる部署はどこか』という質問に対しては、いずれの部署で受けても対応可能とする銀行がほぼ半数、その他の意見として、『事務センターで一括照会をかける』、『法人については本部のみで対応可能』とする回答があった。、『差押債権たる預金債権の取扱店が複数店にわたる 1 つの差押命令が、そのうちの 1 か店のみに送達された場合に、どのような手順で全店照会の手続をしているか』という質問に対しては、(中略) 回答 (は) 区々であった。」

『全店照会等を行い、預金債権を特定し、裁判所に回答するまでに要する最長時間はどのくらいかかるか』という質問に対しては、『1 から 2 時間 (すべての業務に優先して行った場合)』、『1~4 日』、『7 日』、『13 日』、『債務者の読み仮名がわからない場合等預金元帳そのものを検索する必要があるときには、預金債権の特定に 3 日程度かかり、回答するまでに最長 4 日程度かかる』、『口座支払のシステム停止までは最長 5 時間程度で可能であるが、裁判所への陳述書の提出については、回答内容に検討を要するような場合、最大 13 日かかる』、『支店を特定しない (または複数の支店を特定範囲とする) 預金債権についての 1 つの差押命令であるか否かに関わらず、預金債権の特定に疑義がある場合、時間がより一層かかることになる』というように、条件付きでその回答も区々であった。」

(3) 評価が分かれた原因とその分析

阿部報告の概要は前記(2)のとおりであるが、その要点は、同報告の最後で述べられているとおり、「判例等で指摘されている預金保険制度に関連するシステムは、差押え執行手続きにかかる預金債権調査の実務に直接リンクしているとはいえず、・・・複数支店にかかる預金債権の差押えに対応するために、各金融機関が『全店照会』において利用しているシステムは、従来から個別に構築している CIF システムがほとんどであり、預金保険制度のペイオフ対応の有無にかかわらず、その実務は従来から全く変わっていない」ということ、及び、「裁判所からの支店を特定しない預金債権の差押えがあった場合に、全店照会を行うこと自体は、現在では多くの金融機関で可能となっている (が)、すべての金融機関で可能というわけではなく、またシステム設計の相違、検索機能の相違や、検索機能を有する部署の数、そもそも担当部署の有無など、金融機関ごとの個体差は大きく、預金債権の特定・差押手続までに要する時間にもかなりのバラツキがある」ということの 2 点である。これにつき、差押債権の特定に欠けるところはないとした高裁決定例には、CIF システムによる全店照会が可能で

あることを出発点に、第三債務者が我が国での最大手の金融機関であること、差押え対象となっている預金取扱店舗が少ないことなどから、預金債権を識別して支払を停止するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲を超えるものではないと結論付けるものが少なくない¹⁵⁾。他方、差押債権の特定に欠けるとした高裁決定例は、CIFシステムにより多くの金融機関において全店照会が可能であるとしても、預金債権を特定し、裁判所に回答するまでの最長時間は、数時間から数日以上かかることが予想されること¹⁶⁾などが理由として挙げられている。

これら両裁判例は、いずれも、阿部報告を前提としつつ、その重点的に引用するところが相違し、そのことが結論の差異となって現れていることに注目する必要がある。すなわち、両裁判例とも、同報告中の、CIFシステムによる全店照会は可能であるとする点を出発点としつつ、金融機関の対応については、社会通念上相当とされる範囲で十分に対応が可能であるという立場と、現実の処理システムはまだ不十分であり、これに依拠することはできないという立場に分かれていると考えられる。このように分かれる原因としては、債権者の債権回収の必要性や、当該個別事案での債権者の保護・救済をどこまで重視するか、あるいは第三債務者側の対応のばらつきや、差押えの効力発生までのタイムラグをどこまで許容するか、また、民事執行手続全体のシステムにおける債権者と第三債務者とのバランスをどのようにとるかといった点における相違が現れているように思われる。差押債権の特定を肯定する裁判例の多くが、当該事案での第三債務者の数や属性を考慮に入れたり、差押えの効力発生までのタイムラグが生じた場合の処理について、民法 478 条による処理に言及しているものが多いのは、債権回収の必要性を重視しつつ、第三債務者の保護もそれなりに考慮に入れて、個別事案での妥当な解決を志向するものと考えられるし、差押債権の特定を否定する見解が、第三債務者の処理の困難性や民事執行システム全体への悪影響を理由として挙げているのは、上記のような観点から説明できるのではないかと考えられる。

¹⁵⁾ 東京高決平成 18 年 6 月 19 日金商 1246 号 12 頁，東京高決平成 23 年 1 月 11 日金商 1363 号 37 頁，東京高決平成 23 年 1 月 12 日金商 1363 号 37 頁。なお，東京高決平成 23 年 3 月 30 日金商 1365 号 46 頁は，弁護士照会に対する第三債務者たる複数金融機関の回答結果も考慮要素としている。

¹⁶⁾ 東京高決平成 18 年 7 月 18 日金法 1801 号 56 頁。

(4) 若干の私見

前記のような 2 つの解釈論の方向性は、やや大雑把ではあるものの、法解釈における具体的妥当性と法的安定性の関係になぞらえることもできようが、そのどちらも重要な視点であり、どちらかが一方的に重要と断じることはできないことはもちろんである。しかしながら、今回の預金債権の特定に関する問題については、以下の点は指摘できると思われる。

第 1 に、民事執行手続、特に債権執行手続は、日々多数の申立案件が係属し、また、処理手続の遅れによる差押債権の消滅等を防止するため、各案件を迅速に処理していく必要があることから、その解釈運用基準はできるだけ明確かつ画一性のあるものであることが要請され、債権者の属性や回収の必要性といった個別事情は捨象せざるを得ないことが多いということである。このような観点からすると、第三債務者の属性やその数、あるいは第三債務者に対する照会手続結果といった個別要素を個々の事件において考慮することは一般的に困難であるということである¹⁷⁾。

第 2 に、第三債務者の事務処理状況が差押債権の特定に関係する場合、その認定については、第三債務者への事前の審尋が禁止されていることに照らし、ある程度概括的、抽象的認定に止まらざるを得ないが¹⁸⁾、そのような場合、確実な回収を図りたいという債権者の要請に耐えうる議論であるかについて、客観的で確実な資料に基づいて検証していくことが重要と考えられるということである。民事執行手続は、債権回収という極めて経済的・現実的な営為の一つであり、そこにおける債権者は、現実の回収可能性の有無を基準として具体的行動を起こすことになるのであるから、差押命令を発令する裁判所においては、第三債務者の事務処理態勢といった、それ自体個別的で可視性の低い領域での事実認定に関し、かくあるべし、あるいは、こうであろうと推認されるといった観点から認定判断することは、時に危険な要素を孕むものであることを、十分に認識すべきではないかと思われる¹⁹⁾。

¹⁷⁾ 執行抗告の段階でこれらの要素を個別に考慮することは許容されるが、申立段階で考慮することは相当に困難である。

¹⁸⁾ 弁護士照会に対する回答についても、守秘義務等の観点から多くを期待できないであろう。

¹⁹⁾ 特に、CIF システムなどの専門的知見を要するシステムが関係する場合であればなおさら、裁判所としてはその利用可能性の認定は慎重にすべきだったのではないかと思われる（もともと、このことは金融機関が主張している実情をそのまま受容することを是とする趣旨ではない。

第3に、今回のCIFシステムに関する評価は、預金債権の特定について、前記第三債務者負担論に依拠した場合に大きな問題となってくるものであるが、私見のように債権者の特定責任を強調する見解においては、大きな問題点(争点)にはならないということである。前述したように、第三債務者負担論に依拠した場合、その事務処理態勢が特定の判断要素に入ってくることは避けられないが、債権者の特定責任を強調する私見においては、第三債務者の認識や負担は特定の問題とは基本的に無関係となるからである。この点、23年最判の法廷意見が、第三債務者の負担やCIFシステムの問題に言及していないのは、このような観点から説明できるのではないかと思われる。そして、特定責任の観点からすれば、第三債務者負担論で見られたような解釈適用の不安定さは解消し、理論的一貫性や結論の明確性・透明性を確保できるのではないかと考える。

3 差押債権の特定が困難な場合の処理

(1) 問題の所在

差押債権の特定について、前述のとおり債権者の特定責任を強調した場合、債権者が諸般の事情から差押債権を十分に特定できない場合に、それを債権者の責任として突き放してよいかという点は問題になり得る。これを解決するための方向としては、大別して、①債権者あるいは執行裁判所がアクセスしうる何らかの資料を基礎に預金管理の実態等を認定し、これに基づいて特定の有無を判断するという方向と、②差押債権に関する情報を関係者から取得するという方向が考えられる。そして、②についてはさらに、第三債務者からの情報提供としての調査嘱託や弁護士照会の利用と、債務者からの情報提供としての財産開示手続の利用という2つが考えられることになる。

これらのうち、①については既にⅢ2で阿部報告の評価のあり方という形で検討したので、以下では、②で示した手段について順次その問題点等を検討する。

(2) 調査嘱託の問題点

第三債務者に対し、差押債権の存否や内容等に関する情報を、差押命令発令

守秘義務等の限界はあるものの、金融機関としても、今後の顧客管理システムの進化に伴って、可能な限り正確かつ客観的な情報を提供し、債権者や裁判所の納得を得るようにすることは今後必要というべきである。)

前に執行裁判所の嘱託手続によって得るというものである。このような調査嘱託は、判例上証拠調べの一種として解されているが²⁰⁾、そうだとすると、第三債務者への審尋を禁じた民事執行法（145条2項）に抵触するのではないかが問題となる。この点、同条項の趣旨を債権者の利益保護（差押えを察知した債務者・第三債務者の策動による執行挫折を防止する）と解した上で、債権者がその利益を放棄して債務者または第三債務者の審尋を申し立てたときは審尋することが許されるとの見解もあり²¹⁾、この見解によれば、調査嘱託を肯定することは容易であると考えられる。しかし、このような利益放棄による審尋を無制限に認めると、差押債権の特定について債務者または第三債務者（特に第三債務者）に依存する傾向を助長する可能性があり、債権者の特定責任を曖昧かつ骨抜きにしかねないものと考えられること、債務者または第三債務者が審尋に応じなかったときの処理に窮すること、そもそも第三債務者については、そのような事前の情報提供者としての地位または義務を認めることが民事執行法上許容されているかについては疑問なしとしないこと²²⁾などからすれば、債権者の利益放棄があつたとしても、債務者等への審尋は認められないと解すべきであり、また、これと同様の趣旨・目的を有する調査嘱託もまた認められないと解すべきである。よって、調査嘱託を利用して第三債務者から事前に情報を得ることはできないということになる。

(3) 弁護士会照会の問題点

差押命令申立時に、差押債権の特定等に関して、弁護士会照会結果回答書が併せ提出されることがある。これには、債務者や第三債務者等からの差押債権に関する情報等が記載されていることがある。この点、かかる回答結果等に基づいて、差押命令申立書の差押債権の欄に、前記特定基準（差押えの効力が第三債務者に送達された時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができる程度に特定できているか）を満たすだけの記載がなされているのであれば、上記回答結果は、かかる特定をする際に用いられた一資料として位置付けることができるから、そのような資料を提出す

²⁰⁾ 最判昭和45年3月26日民集24巻3号165頁。

²¹⁾ 中野・前掲注3) 665頁、松本博之『民事執行保全法』262頁（弘文堂、初版、2011年）。

²²⁾ 民事執行法上は、差押命令発令後における、差押債権者に対する事後的情報提供義務が規定されているに過ぎず、これ以上の義務を課すことについては、第三債務者が債権者と債務者の法的紛争に巻き込まれた者であるということを考慮すれば、慎重にならざるを得ない。

ることは特に問題がないと解される。問題は、上記特定基準を満たさない程度の特定しかされていないと判断されるにも関わらず、第三債務者から「差押債権の特定の程度としてはこの程度で足りる」という記載がされた回答書が提出された場合、これを特定の判断要素として用いることができるかである²³⁾。これは、差押債権の特定は、差押命令申立書の差押債権の記載それ自体で判断するのか、それ以外の要素を考慮してよいかという問題に関わる。これにつき、25年最決の原審決定（東京高決平成24年10月24日金法1959号109頁）は、「民事執行規則133条2項の求める差押債権の特定がされているか否かは、差押債権目録の記載自体によって判断すべきであり、抗告人（債権者）が本件申立てに先立ち弁護士会照会により相手方（債務者）名義の預金口座の取扱い支店を照会したのに対し、第三債務者が回答を拒否したという第三債務者の対応から、預金額最大店舗指定方式が許容されるということにならない」と判示し、その許可抗告審である25年最決は、上記判示部分を含む上記原審決定を「正当として是認できる」としていることから、最高裁も、差押債権の特定は、差押命令申立書の差押債権欄（目録）の記載自体によって決すべきという立場をとっているものと判断できる。このような解釈は、債権者の特定責任を強調する私見からも妥当と考える。第三債務者負担論に依拠する場合、第三債務者の認識や判断が特定判断の要素になってくることから、上記のような回答結果もその判断のための一資料ということになるが、差押債権の特定はあくまで債権者の責任で行うべきものであるとする私見によれば、そのような照会を行うことそれ自体は否定されるべきではないとしても、その回答結果に基づき、前記特定基準を満たすに足りるだけの特定を行うのは債権者の責務であるというべきだからである。

このような解釈を前提とすれば、第三債務者が弁護士会照会に回答しなかった場合、そのこと自体を差押債権特定の要素とすることはできないのは明らかであろうと思われる。これに対し、預金額最大店舗指定方式によって差押債権の特定がされているとした前記22部決定は、差押債権の特定の程度に関しては、債権者が通常行いうる調査手段によってどの程度差押債権を特定することが可

²³⁾ 筆者が民事執行事件を担当していた当時、前記注9)で述べた継続的債権の特定について、弁護士会照会ではなく、債権者からの調査結果報告書として、本文のような書面が提出されたことがある。

能かという点も考慮に入れるべきとした上で、債権者がした弁護士照会に対し、第三債務者らが、相手方（債務者）の同意を得ていないなどといった正当と認め難い理由により、相手方名義の預金の有無及び取扱店舗を開示しなかったことから、差押債権の特定が十分にできなかったこと、このような事態にも関わらず、第三債務者の負担が過重であることを理由に差押債権の特定を欠くとして債権差押命令の申立てを不適法とすることは、預金債権に対する強制執行を事実上断念させられる結果になり、ひいては民事執行の機能不全を招きかねないという点を理由としている。このような考え方の背後には、民事執行の当事者のみならず手続関与者も、一定の範囲で手続上の信義則による拘束を受け、これに反するような行為をした場合には、それによる不利益を受けてもやむを得ないという観点があるように思われるところであるが²⁴⁾、債権者と債務者の間であればともかく、債権者と第三債務者との間でかかる信義則による拘束を認めることについては、民事執行の実効性確保という要請を考慮してもなお、債権者の利益に傾斜し過ぎているのではないか、かかる信義則による微調整は、当事者対立構造の下、口頭弁論等による審理が保障されている民事訴訟手続においては必要な場合があるといえるが、これを大量画一処理による迅速な権利実現を本旨とする民事執行手続において採用することができるのか等について、なお詳細な論証が必要なのではないかと思われるところであり、この見解を採用することはできない²⁵⁾。

(4) 小括

以上の検討からすれば、差押債権の特定が困難な場合について、調査囑託や弁護士会照会によることにはそれぞれ難点があり、採用しがたいといわざるを得ない。これは、債権者の特定責任を強調する立場からは当然の帰結ともいえるものであるが、これによって民事執行による債権回収が機能しないということになるとすれば問題であることは確かであるから、それに対する方策は考え

²⁴⁾ 22 部決定に関する金法 1941 号 154 頁の冒頭囲みコメント参照。

²⁵⁾ この他、22 部決定は、差押債権の特定ができていないと第三債務者が判断するのであれば、自ら執行抗告をして、具体的な債権特定の時間や労力等について主張すればよいとする。しかし、このような形での執行抗告が認められるとしても、差押命令の送達を受けた第三債務者としては、顧客保護の観点（差押債権者も、差押えの効力発生後は弁済の相手方になるという意味で、顧客といってよいと思われる。）や債権回収への協力という観点から執行抗告を差し控え、まずは差押手続に尽力するという選択をすることも十分あり得るのであり、そのような第三債務者の姿勢は評価されこそすれ、責められるべきものではないであろう。

ていく必要がある。そこで最後に、債務者財産開示制度をはじめとする権利実現の実効性確保について検討し、今後のあり方について若干の展望をすることとしたい。

IV 権利実現の実効性確保のあり方

1 差押債権特定と財産開示制度

23年最決が出された後、中野貞一郎教授は、その著書において、「銀行預金の差押えに限らないが、債権執行の根本の問題は、差し押さえるべき債権の不可視にある。債務者の責任財産に属する金銭債権がどこにどれだけあるかは、債権者にも執行機関にも全く見えないのであり、そのため、執行にも模索を重ねることになる。ここでこそ、財産開示制度の強化（中略）を進めなければならない。」と述べられている²⁶⁾。預金債権に限らず、債権執行の実効性を高めるには、債務者が債権を有しているか、有しているとして、その種類・内容及び現状がどのようになっているかを把握することが必要不可欠であることは中野教授が述べられているとおりであり、現行民事執行法の財産開示手続が、債権の把握が容易になる形で（いわば理想的に）運用されているのであれば、差押債権の特定について債権者の特定責任を強調してもそれほど大きな問題はないといえる²⁷⁾。

しかし、現行の財産開示制度は、その申立件数が平成16年の制度発足以来、毎年1000件前後に止まっており、利用は低調である。その原因としては、開示期日の不出頭や虚偽陳述に対する制裁が30万円以下の過料と軽いものにとどまっていること、債務者の申告による開示にとどまり、第三者（機関）への照会が認められていないことなどが挙げられている。このような制度になった原因には様々な点が考えられるが、立法当時においては、この手続を利用する債権者は主として貸金業者ではないかという想定の下に、そのことによって生じる弊害等をいかに軽減するかという点に議論の焦点があったという点が挙げられる

²⁶⁾ 中野・前掲注3) 689頁。

²⁷⁾ 債権者の特定責任という観点から見た場合、財産開示手続をはじめとする債務者財産把握のための制度は、特定責任の不可欠の前提をなすという関係に立つといってもよいであろう。

ように思われる²⁸⁾。

2 改正の方向性

では、権利実現の実効性を確保するという点から、財産開示制度についてはどのような改正の方向が考えられるであろうか。この点については、既に詳細な立法提案がされており²⁹⁾、これについてはなお詳細に研究したいと考えているが、与えられた紙数も既に尽きてきていることから、さしあたり本稿では、現行法上過料に止まっている罰則についてこれを引き上げること、第三者（機関）に対する照会制度は検討に値すると考えていることを明らかにするに止めたい。なお、本稿のテーマとの関係でいえば、判決債権の強化策については何らかの方策が考えられてよいように思われる。特に預金債権に対する判決に基づく強制執行については、金融機関の相殺権との調整が何らかの形で図られないと、判決による預金債権回収の実効性を高めることにはつながらないのではないかと思われるが³⁰⁾、これについては金融機関の有する相殺に対する期待ないし担保的機能との調整が必要になることから、相当な困難が予想される場所である。

V おわりに

預金債権における差押債権の特定に関する 23 年最決と 25 年最決は、それまで高裁段階で続いた議論の対立に終止符を打ち、これに関する実務運用の統一化に寄与する判例として重要な意義を有するものであると同時に、債務者の財産把握のあり方や権利実現の実効性確保、また民事執行における当事者及び関係者の責務がいかなるものであるかという点についても一石を投じるものとな

²⁸⁾ 財産開示制度が立法される際の日弁連からの意見は、「判決等による権利実現の実効性を確保するために債務者の財産を把握する必要があることは認めるが、そのために罰則で財産開示を強制するという手続を設けることには反対する」というものであり、これは、債務者がいわゆる弱者であり、債権者が強者であるという認識が背景にあったものと想像できる。このような認識が、その後の過払金返還訴訟等によって大きく変化したことは周知の通りであり、差押債権の特定の問題や債務名義の実効性強化の問題は、このような債権者像の変化と密接に関連する問題であることも認識しておく必要がある。

²⁹⁾ 執行法制研究会「民事執行制度の機能強化に向けた立法提案」判タ 1384 号 84 頁。

³⁰⁾ 筆者が裁判官時代に経験した財産開示手続では、債務者は預金口座を 1 つないし複数保有しているものの、そのほぼ全てが金融機関による相殺で 0 円になっているものが大半であった。

った。特に、債務名義の実効性確保という点については、差押債権の特定という比較的限局されたレベルで解決を図るのではなく、更に広い制度的観点からの解決を示唆するものとして重要な意義を有するのではないかと考える。本稿は、差押債権の特定に関する債権者の特定責任を強調し、そこから出発して様々な問題点について統一的な解釈を試みたものであるが、債権者の特定責任は、債務者の財産把握手段の充実が図られなければ意味を有しないし、かえって債務名義の実効性確保を後退させる危険性も孕んでいる。今後は、これら2つの決定を契機として債務名義の実効性確保に関する議論が更に深化していくものと思われ、筆者も、これに関する様々な提案について、理論的側面と実務的側面の双方から更に検討を進め、債務名義の実効性確保のために有益な提案ができるようにしていきたいと考えている。